



熊本県公報

第 1 2 6 1 6 号

平成 29 年 4 月 28 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

| | | |
|---------------|---------|---|
| ○保安林の指定に関する予定 | (森林保全課) | 1 |
| ○保安林の指定に関する予定 | (〃) | 1 |
| ○保安林の指定に関する予定 | (〃) | 2 |
| ○保安林の指定に関する予定 | (〃) | 2 |
| ○保安林の指定の解除の予定 | (〃) | 2 |
| ○道路の区域変更 | (道路保全課) | 3 |

公 告

| | | |
|------------------------|-------------|---|
| ○合津川水系河川整備基本方針の公表 | (河川課) | 3 |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 | (建築課) | 3 |
| ○農用地利用配分計画の認可 | (農地・担い手支援課) | 3 |
| ○農用地利用配分計画の認可 | (〃) | 4 |
| ○農用地利用配分計画の認可 | (〃) | 4 |
| ○農用地利用配分計画の認可 | (〃) | 5 |
| ○農用地利用配分計画の認可 | (〃) | 5 |
| ○農用地利用配分計画の認可 | (〃) | 6 |
| ○農用地利用配分計画の認可 | (〃) | 6 |
| ○農用地利用配分計画の認可 | (〃) | 6 |
| ○平成 29 年度熊本県製菓衛生師試験の実施 | (健康危機管理課) | 7 |

登 載 依 頼

| | | |
|---|---------|----|
| ○平成 29 年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務に関する一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (教育政策課) | 9 |
| ○平成 29 年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務 | (〃) | 10 |

告 示

熊本県告示第 5 1 4 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 29 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市山田字端辺 2090 番 647（次の図に示す部分に限る。）、2090 番 365、2090 番 443、2090 番 444、2090 番 446
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字端辺 2090 番 365・2090 番 443・2090 番 444・2090 番 446（以上 4 筆については次の図に示す部分に限る。）、2090 番 647
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 5 1 5 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成29年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市狩尾字日下1836番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第516号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成29年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字端塚2563番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 端塚2563番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第517号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成29年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿字家壁2465番1、2465番2、2467番2、2468番、2470番1、2470番5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字家壁2465番1・2465番2・2467番2・2468番・2470番1
 （以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、2470番5
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第518号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 八代市泉町樅木字樅木113番6
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年4月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|--|----|-------------------|--------------|--------|
| 一般国道 | 325号 | 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字北小倉山 4369番18地先から 同所 4369番18地先まで | 前 | 30.3 ～ 41.1 | 16.7 | 橋梁災害復旧 |
| | | | 後 | 31.8 ～ 47.5 | | |

2 区域を変更する期日 平成29年4月28日

公 告

熊本県公告第241号

次の水系に係る河川整備基本方針を定めたので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 水系名 合津川水系
- 2 河川整備基本方針の公表場所
熊本県土木部河川港湾局河川課及び天草広域本部土木部工務第二課
- 3 公表する日
平成29年4月28日

熊本県公告第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石1852番2
499.41平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市泗水町豊水3715番地
内田 英樹

熊本県公告第243号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-----------|--------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 三宅 弘之 | 八代市千丁町太牟田 | 八代市千丁町太牟田字蒲原1235番 |
| 濱田 美代子 | 八代市鏡町内田 | 八代市鏡町鏡村字池口223番2ほか2 |

| | | |
|-----------|-----------|--------------------------------|
| | | 筆 |
| 稲津 秀憲 | 八代市鏡町内田 | 八代市鏡町内田字水分 2 3 2 番ほか 8 筆 |
| 上村 一郎 | 八代市鏡町宝出 | 八代市鏡町内田字壺番割 1 1 4 3 番 1 ほか 1 筆 |
| 株式会社タナカ農産 | 八代市千丁町太牟田 | 八代市鏡町中島字西無田 1 1 6 0 番 1 ほか 6 筆 |
| 松尾 弘信 | 八代市鏡町塩浜 | 八代市鏡町塩浜字参番割 1 4 7 番 2 ほか 2 筆 |
| 丸尾 憲遵 | 八代市日奈久大坪町 | 八代市日奈久新開町字大井手東割 9 8 番 1 ほか 7 筆 |
| 株式会社たかき | 八代市鏡町貝洲 | 八代市千丁町太牟田字甘竹 1 6 6 番 3 |
| 松村 陽二 | 八代市鏡町塩浜 | 八代市鏡町塩浜字壺番割 3 0 番 3 ほか 1 筆 |
| 松尾 弘信 | 八代市鏡町塩浜 | 八代市鏡町塩浜字壺番割 3 0 番 3 ほか 1 筆 |

2 認可年月日
平成 2 9 年 4 月 2 1 日

熊本県公告第 2 4 4 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|------------|------------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 松下 和也 | 天草市本渡町広瀬 | 天草市本町本字田原 3 0 9 2 番 4 |
| 松下 靖文 | 天草市本町本 | 天草市本町本字平 3 0 3 番 1 ほか 3 筆 |
| 岩下 龍志 | 天草市天草町高浜南 | 天草市天草町高浜北字入角 5 6 4 8 番ほか 6 筆 |
| 小嶋 一穂 | 天草市本渡町本戸馬場 | 天草市五和町城河原二丁目字本戸道 4 番 |
| 永野 泰朋 | 上天草市松島町教良木 | 上天草市松島町教良木字丸塚 4 2 8 0 番 1 |

2 認可年月日
平成 2 9 年 4 月 2 1 日

熊本県公告第 2 4 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|----------------|----------|---------------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 株式会社木村デーリィファーム | 八代郡氷川町高塚 | 八代郡氷川町新田字江上 6 1 6 番ほか 1 筆 |
| 前橋 勝 | 八代郡氷川町新田 | 八代郡氷川町新田字豊ノ内 1 1 4 番ほか 4 筆 |
| 濱田 洋輔 | 八代郡氷川町網道 | 八代郡氷川町野津字西大鳥 2 5 5 6 番 1 ほか 7 筆 |
| 金山 積 | 天草市河浦町河浦 | 天草市河浦町河浦字浜ノ原 1 6 9 8 番 6 |

| | | |
|-------------------------------|---------|-----------------------|
| 堤内 豊喜 | 天草市佐伊津町 | 天草市本町本字釜平 6 9 9 8 番 1 |
| 2 認可年月日 平成 2 9 年 4 月 2 1 日 | | |

熊本県公告第 2 4 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-----------|----------------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 小田 清 | 阿蘇郡小国町宮原 | 阿蘇郡小国町大字宮原字白髭 3 0 4 7 番 1 ほか 2 筆 |
| 株式会社温泉トマト | 阿蘇郡小国町満願寺 | 阿蘇郡小国町大字上田字水上 5 1 7 0 番 1 ほか 2 筆 |
| 和田 幸治 | 球磨郡錦町一武 | 球磨郡錦町大字一武字土木園 9 8 2 番ほか 3 筆 |

2 認可年月日
平成 2 9 年 4 月 2 1 日

熊本県公告第 2 4 7 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|---------------|------------|-------------------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 永本 智裕 | 上益城郡御船町滝川 | 上益城郡御船町大字滝川字前田 5 6 1 番 |
| 石坂 幸樹 | 上益城郡嘉島町上島 | 上益城郡嘉島町大字上島字南屋敷 1 3 4 1 番ほか 1 筆 |
| 農事組合法人かしま広域農場 | 上益城郡嘉島町上島 | 上益城郡嘉島町大字上島字門ノ久 2 4 0 番 1 |
| 農事組合法人かしま広域農場 | 上益城郡嘉島町上島 | 上益城郡嘉島町大字上仲間字迎古川 1 4 3 2 番 |
| 野口 清吾 | 上益城郡甲佐町早川 | 上益城郡甲佐町大字早川字向鶴 1 1 3 7 番ほか 4 筆 |
| 農事組合法人津志田 | 上益城郡甲佐町津志田 | 上益城郡甲佐町大字津志田字池田 2 1 4 3 番ほか 3 4 筆 |
| 農事組合法人津志田 | 上益城郡甲佐町津志田 | 上益城郡甲佐町大字津志田字鶴 2 0 0 3 番 1 ほか 1 2 筆 |
| 緒方 知治 | 上益城郡甲佐町有安 | 上益城郡甲佐町大字有安字前田 2 3 0 番ほか 1 筆 |
| 農事組合法人元白旗 | 上益城郡甲佐町白旗 | 上益城郡甲佐町大字吉田字吉田第一 3 8 0 番 1 ほか 1 筆 |
| 農事組合法人元白旗 | 上益城郡甲佐町白旗 | 上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二 1 9 1 3 番 1 |
| 農事組合法人南阿蘇くぎの | 阿蘇郡南阿蘇村河陰 | 阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野下 2 4 1 6 番 |
| 農事組合法人本井木生産組合 | 水俣市越小場 | 水俣市越小場字笠石 1 2 9 0 番ほか 3 筆 |

| | | |
|----------------|-----------|------------------------------------|
| 株式会社まるごと 農場 | 水俣市古里 | 水俣市古里字日添 8 1 6 番 1 |
| 中村 幹雄 | 球磨郡山江村山田乙 | 球磨郡山江村大字山田乙字耳取 1 5 1 7 番 |
| 西川 正晴 | 球磨郡山江村山田丁 | 球磨郡山江村大字山田乙字久保田 1 4 9 ほか 2 筆 |
| 西川 正晴 | 球磨郡山江村山田丁 | 球磨郡山江村大字山田乙字下芹田 2 3 7 番 2 |
| 秋丸 安弘 | 球磨郡山江村山田乙 | 球磨郡山江村大字山田丙字北山神 1 7 4 4 番 1 ほか 2 筆 |

2 認可年月日
平成 2 9 年 4 月 2 5 日

熊本県公告第 2 4 8 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|----------------|-------|-------------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 五嶋 一拓 | 阿蘇市狩尾 | 阿蘇市狩尾字四ツ江 1 3 8 2 番ほか 6 筆 |
| 有限会社やまうち 農産 | 阿蘇市竹原 | 阿蘇市役犬原字東中原 1 5 1 3 番 2 ほか 2 筆 |
| 有限会社内田農場 | 阿蘇市内牧 | 阿蘇市内牧字番出 1 4 0 4 番 1 ほか 3 筆 |

2 認可年月日
平成 2 9 年 4 月 2 5 日

熊本県公告第 2 4 9 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-----------|-----------------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 農事組合法人高月 | 上益城郡山都町高月 | 上益城郡山都町井無田字桑ノ原 8 0 1 番ほか 3 筆 |
| 久保山 正光 | 球磨郡相良村川辺 | 球磨郡相良村大字川辺字城平 4 1 3 2 番 1 |
| 池田 武光 | 球磨郡相良村深水 | 球磨郡相良村大字柳瀬字吉ノ尾 9 8 6 番 4 3 |
| 木崎 俊充 | 球磨郡相良村川辺 | 球磨郡相良村大字川辺字下黒石 5 2 7 8 番 1 ほか 8 筆 |

2 認可年月日
平成 2 9 年 4 月 2 5 日

熊本県公告第 2 5 0 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|---------------------------|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 益崎 洋光 | 菊池市袈裟尾 | 菊池市七城町山崎字下舟塚 3 7 0 番 1 |
| 山口 重信 | 菊池郡菊陽町辛川 | 菊池郡菊陽町大字辛川字妙見 1 3 6 9 番 ほか 1 筆 |
| 矢野 敏也 | 菊池郡菊陽町津久礼 | 菊池郡菊陽町大字辛川字池ノ窪 7 4 番 1 ほか 1 筆 |
| 川口 土宣 | 熊本市東区小山町 | 菊池郡菊陽町大字辛川字塚原 5 4 1 番 1 ほか 2 筆 |
| 株式会社ワイエス ファーム | 菊池郡菊陽町津久礼 | 菊池郡菊陽町大字辛川字下鶴 1 7 3 4 番 |
| 合志 和彦 | 菊池郡菊陽町原水 | 菊池郡菊陽町大字原水字西佐渡原 4 6 9 3 番 |
| 株式会社きくよう アグリ | 菊池郡菊陽町久保田 | 菊池郡菊陽町辛川字下中原 2 8 6 5 番 1 |
| 中山 健生 | 玉名市横島町横島 | 玉名市大浜町字安甲尻 3 1 7 2 番 1 ほか 3 筆 |
| 内尾 一隆 | 玉名市横島町横島 | 玉名市横島町横島字植葎 9 7 9 番 1 |
| 坂本 正信 | 玉名市小浜 | 玉名市岱明町高道字城ノ下 1 9 0 番 1 ほか 7 筆 |
| 坂本 正信 | 玉名市小浜 | 玉名市岱明町高道字城ノ下 1 1 1 番 1 ほか 3 筆 |
| 坂上 良夫 | 玉名市岱明町三崎 | 玉名市岱明町三崎字新谷 8 3 7 番 |
| 坂上 良夫 | 玉名市岱明町三崎 | 玉名市岱明町三崎字戸切 1 1 2 8 番 |
| 農事組合法人伊倉 | 玉名市宮原 | 玉名市伊倉南方字塘添 7 5 1 番 1 ほか 2 4 筆 |
| 大家 聖矢 | 玉名市横島町共栄 | 玉名市大浜町字大栄 5 3 7 2 番 |
| 垣田 吉穂 | 荒尾市荒尾 | 荒尾市荒尾字七反坪 2 2 3 3 番 1 |
| 垣田 吉穂 | 荒尾市荒尾 | 荒尾市荒尾字笹尾 2 1 1 1 番 1 |
| 森 寿 | 玉名郡南関町肥猪 | 玉名郡南関町大字肥猪字火箱 5 7 1 番 1 |
| 森 寿 | 玉名郡南関町肥猪 | 玉名郡南関町大字肥猪字坂本 9 4 6 番 1 |
| 石原 健吾 | 玉名郡和水町下津原 | 玉名郡和水町下津原字赤穂原 3 6 9 2 番 |
| 農事組合法人グリー ンファーム上板 楠 | 玉名郡和水町上板楠 | 玉名郡和水町上板楠字平平 6 0 5 番ほか 4 4 筆 〔一時利用地 玉名郡和水町上板楠字長腹帯 2 3 番 2 ほか 2 4 筆〕 |
| 農事組合法人グリー ンファーム上板 楠 | 玉名郡和水町上板楠 | 玉名郡和水町上板楠字萱原 1 4 1 8 番 〔一時利用地 玉名郡和水町上板楠字萱原 2 0 番〕 |
| 農事組合法人グリー ンファーム上板 楠 | 玉名郡和水町上板楠 | 玉名郡和水町上板楠字萱原 1 3 8 7 番 1 ほか 5 筆 〔一時利用地 玉名郡和水町上板楠字萱原 5 番 2 ほか 1 筆〕 |

2 認可年月日

平成 2 9 年 4 月 2 8 日

熊本県公告第 2 5 1 号

製菓衛生師法（昭和 4 1 年法律第 1 1 5 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定により平成 2 9 年度熊本県製菓衛生師試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施す

るので、熊本県製菓衛生師法施行細則（昭和42年熊本県規則第40号）第2条の規定により公告する。

平成29年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時及び場所
 - (1) 日時 平成29年7月19日（水）午後1時30分から午後3時30分まで（2のただし書に該当する者にあつては、午後2時45分まで）
 - (2) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館地下1階地下大会議室
- 2 試験科目

試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3の菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出たものについては、試験科目のうち(6)に掲げる科目を免除する。

 - (1) 衛生法規
 - (2) 公衆衛生学
 - (3) 食品学
 - (4) 栄養学
 - (5) 食品衛生学
 - (6) 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択）
- 3 受験資格

試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (2) 学校教育法第57条に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事したもの（原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務しているものを除く。以下同じ。）及び配達並びに食器及び器具の洗浄等に従事しているものを除く。以下同じ。）
 - (3) 法の施行の日（昭和41年12月26日）に現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）で、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えていたもの又は法の施行の日後3年を超えるに至ったもの
- 4 受験手続
 - (1) 受験願書の配付

各保健所及び健康危機管理課での配付、郵送による配付及び熊本県ホームページからの配信により実施する。

各保健所及び健康危機管理課での配付期間は、平成29年6月5日（月）から同月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

郵送による配付を希望する者は、宛先を明記し92円切手を貼った返信用封筒（長形3号、A4用紙の長辺を三つ折りにした書類が入る大きさの封筒）と連絡先（本人と直接連絡が取れる電話番号等）を記載したものを同封し、封筒の表に「製菓衛生師試験願書請求」と朱書して熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）宛て請求すること。
 - (2) 受験願書受付期間

ア 受付期間は、平成29年6月12日（月）から同月16日（金）までとする。

イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ウ 郵送による受験申込みは、平成29年6月16日（金）までの消印があるものに限って受け付ける。
 - (3) 受験願書の提出

ア 試験を受けようとする者は、(4)の提出書類等に(5)の受験手数料を添え、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること（郵送による受験申込みをする者を除く。）。

イ 県外に居住する者及び郵送による受験申込みをする者にあつては、封筒の表に「製菓衛生師試験願書在中」と朱書し、(4)の提出書類等と(5)の受験手数料分の熊本県収入証紙又は郵便為替を同封し、熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）宛て特定記録郵便で提出すること。ただし、2のただし書に該当する者は、郵送による提出はできない。
 - (4) 提出書類等

提出書類は、次のとおりとする。また、アからエまでの書類の提出部数は、保健所に提出する場合にあつては2部、郵送で提出する場合にあつては1部とする。

ア 受験願書（第1号様式）

イ 菓子製造業従事証明書（第2号様式）（3の(1)に該当する者を除く。）

ウ 提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し（2のただし書に該当する者に限る。）

エ 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は提出先で原本照合を受けたそれらの写し（3の(3)に該当する者を除く。）

オ 写真2葉（受験願書の提出前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦

- 3. 6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)
- カ 証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍謄(抄)本
- (5) 受験手数料
9,700円(受験願書受付後の受験手数料は、一切返還しない。)
- (6) 受験票の交付
受験票は、受験願書の受付審査後、試験前日までに郵送する。
- 5 合格基準
6科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各試験科目の得点とその試験科目の平均点の2分の1の点(小数点以下を四捨五入した点)を下回らないこと。
- 6 合格発表及び合格証書の交付
- (1) 合格者の発表は、平成29年8月18日(金)午前10時に熊本県庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載する。
- (2) 合格者に対しては、合格証書を郵送する。
- 7 その他
- (1) 願書の請求及び受験についての問合せ先

| | |
|-------------|--------------|
| 熊本県健康危機管理課 | 096-333-2247 |
| 山鹿保健所衛生環境課 | 0968-72-2184 |
| 山鹿保健所衛生環境課 | 0968-44-4121 |
| 菊池保健所衛生環境課 | 0968-25-4135 |
| 阿蘇保健所衛生環境課 | 0967-24-9035 |
| 御船保健所衛生環境課 | 096-282-0041 |
| 宇城保健所衛生環境課 | 0964-32-0598 |
| 八代保健所衛生環境課 | 0965-33-3198 |
| 水俣保健所衛生環境課 | 0966-63-4104 |
| 人吉保健所衛生環境課 | 0966-22-3107 |
| 天草保健所衛生環境課 | 0969-23-0172 |
| 熊本市保健所食品保健課 | 096-364-3188 |
- (2) 試験成績の開示
熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第22条の規定により開示を希望する受験者に対し、各試験科目の得点及び合計得点を開示する。
ア 開示請求の方法
熊本県庁新館3階健康危機管理課に、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に開示する。
イ 開示期間
合格発表の日から1か月間(平成29年8月18日(金)から同年9月19日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。))の午前10時から午後5時まで。)とする。
- (3) 試験問題の開示
試験問題は、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。掲載期間は、1年間(平成29年8月18日(金)から平成30年8月17日(金)まで)とする。
- (4) 合格の取消し
受験申込みに当たって虚偽若しくは不正があった場合、又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。

登載依頼

熊本県教育委員会告示第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成29年4月28日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
平成29年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有する者と決定された者のうち業務区分が「物品」、業種(詳細業種)が「電気・機械・器具類(OA機器・ソフトウェア等)」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示するこ

- と。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成29年5月16日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日(熊本県の休日)まで定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第7号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成29年4月28日

熊本県教育長 宮尾 千加子

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成29年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班(熊本県庁行政棟新館7階)
郵便番号 862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2674
ファックス番号 096-384-1509
 - (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - (4) 業務の内容
平成29年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務仕様書による。
 - (5) 業務完了報告書及びライセンスを証する書面等の納入期限
平成29年7月31日(月)
 - (6) 納入場所
(2)に掲げる発注・契約担当部局
 - (7) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (8) 入札金額
入札金額は、本調達業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約の希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
(9) 仕様書に特約の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
 - (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項**

次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。要綱(平成18年熊本市告示第521号)に定める競争の入札参加資格を有する者(電気・機械・器具類(OA機器・ソフトウェア等)に登記されている者)が、この入札参加資格を有し、かつ、本入札に参加するに当たって、本入札の受付け期間以降も随時受けるが、3(3)の提出期間の末日まで登録内容の変更がない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から平成29年5月16日(火)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(3)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの場合、本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県告示第811号第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(3)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードより使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成29年5月26日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年5月26日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年6月8日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年6月7日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成29年6月8日(木) 午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年6月7日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱

書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班(熊本県庁行政棟新館7階)
電話番号 096-333-2674
ファックス番号 096-384-1509

- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関する事
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関する事。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
Microsoft's site license agreement for schools (Kumamoto Pref. Edition)
・FTE: 4,750
- (2) Date and place to tender
Date: June 8th, 2017, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Educational Policy Division
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City,
Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2674
- (6) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen